

避難区域等の設定

区域区分	判断の目安 (発電所からの距離:半径)	措置
避難区域 (～2011/4/21)	3/11:3km圏内 3/12～:20km圏内	避難指示
屋内退避区域 (～2011/4/21)	3/11:3～10km圏内 3/15～:20km～30km圏内	屋内退避
警戒区域 (2011/4/22～)	20km圏内(旧避難区域)	立入制限・ 即時退去
計画的避難区域 (2011/4/22～)	事故発生から1年間での被ばく量が 20mSvに達する恐れがある。	避難指示 (居住禁止)
	20km～30km圏内(旧屋内退避区域)	
特定避難勧奨 地点	警戒区域・計画的避難区域外	注意喚起、 避難支援 (居住可)
	事故発生から1年間での被ばく量が 20mSvに達する恐れがある。	
緊急時避難準備 区域(2011/4/22 ～9/30)	屋内退避区域(20～30km圏内)の内、 計画的避難区域外の区域	緊急時に屋内退 避、避難が可能な ように準備

スクリーニングレベル(福島県)

- 2011年3月12日から: **13,000cpm以上(全身除染)** ←福島県医療マニュアル
- 2011年3月14日から: **100,000cpm以上(全身除染)** ←専門家の意見に基づく
但し、**13,000cpm以上100,000cpm(部分的な拭き取り除染)**

(出典) 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 最終報告(平成24年7月23日)

- 2011年9月16日 : **13,000cpm** ←原子力安全委員会の助言に基づく※

※原子力安全委員会「避難区域(警戒区域)から退出する際の除染の適切な実施について」(平成23年8月29日)

13,000cpm: “40Bq/cm²は放射性ヨウ素による小児の甲状腺等価線量100mSvに相当する被ばくをもたらすと想定される体表面汚染密度に換算したもの、“”使用されたGM管式表面汚染サーバイメータで13,000cpmはこれに相当する”

<原子力安全委員会 被ばく医療分科会資料(医分第31-4号)「スクリーニングに関する提言(案)」より抜粋>

100,000cpm: “国際原子力機関(IAEA)が「放射線緊急事態の初期対応者へのマニュアル」において規定した一般住民の体表面汚染に対する除染の基準である1 μ Sv/h(10cm離れた場所での線量率)というスクリーニングレベルに相当。(TGS-136型GMサーバイメータ(5cm口径)を用いて計測した時の値)”

<原子力安全委員会「除染のためのスクリーニングレベルの変更について」(平成23年3月20日)より抜粋>

食品中の放射性物質の暫定規制値

平成23年3月～（食品からの年間被ばく線量の上限を
5mSvにして設定）

（単位：ベクレル/kg）

対象となる食品の分類	放射性ヨウ素	放射性セシウム	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	ウラン
飲料水	300*	200	1	20
牛乳				
野菜類	2000 (根菜・芋類を除く)	500	10	100
穀類				
肉・卵・魚・その他	2000 (魚)			

* 乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳は100 Bq/kgを超えるものは使用しない。

* 平成23年3月17日公表。魚の放射性ヨウ素の暫定基準値については、コウナゴから放射性ヨウ素が検出されたことで、平成23年4月5日に追加されました。

(出典) 厚生労働省ホームページ

食品中の放射性物質の基準値

平成24年4月1日～(食品からの年間被ばく線量の上限を1mSvにして設定)

<放射性セシウムの基準値 * >

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

*放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

(出典) 厚生労働省ホームページ

学校の施設使用等(文部科学省)

◆校舎・校庭等の利用判断

➤暫定的な目安(～夏季休業終了まで)

- $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 未満→利用制限なし
- $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以上→校庭利用時間:1時間/日
- 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に所在する学校は利用を行わない。
- 解除の判断→2日連続で $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下

屋外を $3.8 \mu\text{Sv/h} \times 8\text{h}$ にすれば、屋内は $1.52 \mu\text{Sv/h} \times 16\text{h}$ で年 20mSv 以下

(出典) 文部科学省「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について(通知)」
(平成23年4月19日)

➤被ばく低減に関する取り組みの目標値

- 年間 1mSv 以下(= $1 \mu\text{Sv/h}$ 以下※)
※通学日数200日/年、1日の平均滞在時間6.5時間(屋内4.5時間、屋外2時間)⇒ $\{(1 \mu\text{Sv/h} \times 2\text{h} + 0.4 \mu\text{Sv/h} \times 4.5\text{h}) \times 200\text{d}\}$

(出典) 文部科学省「5月27日「当面の考え方」における「学校において『年間1ミリシーベルト以下』を目指す」ことについて」(平成23年7月20日)、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(通知)」
(平成23年8月26日)

学校関係（屋外プールの利用）

◆平成23年度（概略）

「プールの水のモニタリングを、当初は月に2回以上行い、仮に放射性物質が確認された場合は、測定値を文部科学省に報告いただければ、児童生徒の受ける線量を推定しますので、参考としてください。」

（出典）文部科学省「福島県内の学校の屋外プールの利用について」（平成23年6月16日）

◆平成24年度（概略）

1. **新たな水道水の管理目標値で管理されている水道水を利用することは問題ない**と考える。
2. 地域の実情に応じてプール水のモニタリングを行うこととする。
3. プールサイドの空間線量率を測定し、学校内の他の場所と傾向が異なる高い値を示した場合には、必要な除染等を行うものとする。
4. プールの清掃については、除染の状況等を踏まえ、必要に応じ、児童生徒等を実施させないといった配慮を行うものとする。
5. 放射性物質に対する不安を抱く保護者に対しては、上記の点について十分な説明と配慮を行うこととする。

（出典）文部科学省「福島県内の学校の屋外プールの利用について」（平成24年4月10日）

海水浴場・湖水遊泳場の利用

◆平成23年（暫定値）

放射性セシウム (Cs-134とCs-137 の合計)	50Bq/L	2ヶ月間、毎日5時間遊泳、外部＋内部被ばく、Sr(Csの1/4濃度)影響を考慮、という保守的条件での計算により、100 μ Svを超えない濃度として設定
放射性ヨウ素 (I-131)	30Bq/L	あわせて、定期的なモニタリング(1回/月)や十分なシャワーの設置等も要望

(出典) 環境省「水浴場の放射性物質に関する指針について」(平成23年6月24日)

◆平成24年

放射性セシウム (Cs-134とCs-137 の合計)	10Bq/L 以下	水道水の管理目標値と同程度である。子どもの利用を想定し、被ばく線量を試算した結果、極端な利用者の場合であっても年間の積算線量は15.9 μ Svと低い。
-----------------------------------	--------------	--

(出典) 環境省「水浴場の放射性物質に関する指針について」(平成24年6月8日)

稲の作付け制限(平成23年度)

土壌中放射性セシウム濃度の上限値	5000 Bq/kg
福島第1原子力発電所から半径20km圏内の区域、および計画的避難地域・緊急時避難準備区域については稲の作付けを控える。	

(出典) 原子力災害対策本部長から福島県知事への指示(平成23年4月22日)

避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域以外の地域で、上限値を超える水田土壌はない。

(出典) 福島県農林水産部「原子力災害に関する農作物の技術対策Q&A」(平成23年5月6日更新)

稲の作付け制限(平成24年度)

作付け制限を行う 区域	23年産米の調査で 500Bq/kgを超える数値が 検出された区域のうち、右 に記す区域	福島市旧小国村、伊達市旧小国村、伊達市旧富 成村、福島市旧福島市の一部字、伊達市旧月舘 町の一部字、伊達市旧掛田町の一部字、伊達市 旧柱沢村の一部字、伊達市旧堰本村の一部字、 二本松市旧渋川村の一部字
	23年産米の調査で100～ 500Bq/kgを超える数値が 検出された区域のうち、右 に記す区域	相馬市玉野村
	警戒区域、計画的避難区域	
全量管理と全袋調査を行 うことで作付けを行うことが できる区域	23年産米の調査において500 Bq/kgを超過した数値が検出された地域 のうち、上記作付け制限区域を除く区域	
	23年産米の調査において100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の数値が検 出された地域のうち、福島県の6市町28区域	
	旧緊急時避難準備区域等	
産を適切に管理すること により、作付けを行うことが できる地域	23年産米について100 Bq/kgを超過した米の発生が一部の農家に限定 される地域(福島県・宮城県の11市町村32地域)	
上記区域の具体的な町村区域名は農林水産省「24年産稲の作付け制限区域 の設定等について」(平成24年3月9日)に記載されている。		

(出典) 農林水産省「24年産稲の作付け制限区域の設定等について」(平成24年3月9日)

肥料・土壌改良資材・培土及び飼料

◆旧暫定値

乳牛が食べる粗飼料	放射性ヨウ素	70 Bq/kg
	放射性セシウム	300 Bq/kg
肉牛が食べる粗飼料	放射性ヨウ素	農作物の出荷制限地域以外で生産
	放射性セシウム	300 Bq/kg

(出典) 農林水産省「畜産農家の皆様へ(その2)～原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の目安について」

◆平成24年3月31日まで

肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg	製品重量	
飼料	馬、豚、家きん等	300 Bq/kg	粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量
	牛(出典2)	100 Bq/kg	粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量
	養殖魚	100 Bq/kg	製品重量

(出典) 農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日)

(出典) 農林水産省「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」(平成24年2月3日)

◆平成24年4月1日から

肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg	製品重量	
飼料	牛及び馬	100 Bq/kg	粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量
	豚	80 Bq/kg	粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量
	家きん	160 Bq/kg	粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量
	養殖魚	40 Bq/kg	製品重量

(出典) 農林水産省「飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて」(平成24年3月23日)

(出典) 農林水産省「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」(平成24年2月3日)

米ぬか、家畜の敷料

米ぬか

米ぬかの放射性セシウム濃度は、加工係数を用いて、以下のように推計する。
原料に用いた玄米の放射性セシウム濃度(調査結果) × 加工係数(8) = 米ぬかの放射性セシウム濃度(推計値)
複数の産地の玄米を用いた場合には、各々の玄米の使用割合で重み付けをして合計する。
米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、測定値を用いる。

(出典) 農林水産省「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」(平成24年2月3日)

家畜の敷料

敷料(牛の寝床に敷くもの)のことで、稲ワラやオガクズ、モミガラなどの総称)	400 Bq/kg	使用後の敷料はコンポストとして肥料に再利用されることが多いため、放射性セシウム含有量に関する肥料等の暫定許容値と同400Bq/kg(製品重量)としている。
---------------------------------------	-----------	---

(出典) 農林水産省「原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて」(平成23年8月23日)

木材

計画的避難区域からの 原木等の搬出	100,000cpm以下	表面の埃等を除去したうえで測定。超える場合は除染(エアダスター、表面の切削など)を行うこと。
緊急時避難準備区域の 木材製品の搬出	とくにスクリーニングせずとも、表面の埃等を除去したうえで搬出可	
計画的避難地域では屋外作業を控えるようにされているので、新たな伐採等は生じないと想定される。		

(出典) 林野庁「木材製品の取扱いに係る留意事項等(Q & A)について」(平成23年6月28日)

調理加熱用の薪・木炭、キノコ栽培用の原木等

調理加熱用の薪・木炭	薪	40 Bq/kg (乾重量)	薪及び木炭の焼却灰がそのまま一般廃棄物最終処分場に埋設可能な放射性物質の濃度(8000Bq/kg)以下になることより決定。なお加熱対象の食品への放射性物質の移行は2%以下であるため、食品安全の観点からの規制ではない。薪の焼却灰※の調理への利用は自粛するよう、農林水産省が要請している(平成24年2月10日付プレスリリース)。
	木炭	280 Bq/kg (乾重量)	
栽培用原木等	キノコ原木	50 Bq/kg	放射性物質の影響を受けたほだ木や菌床用培地と、発生したしいたけのそれぞれの放射性物質の濃度の測定結果を基に、移行係数の上限値に近いとみなせる値を統計的に推計し(原木2、菌床0.5)、食品の新基準値100Bq/移行係数で計算
	菌床用培地	200 Bq/kg	

※17都県(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)で原料を採取、生産および保管した薪等。ただし、震災後、原料をシートで覆う等、適切に管理された物は除く。

(出典) 林野庁「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23年11月2日)
 林野庁「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値設定に関するQ&Aについて」(平成23年12月22日)
 農林水産省「薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について」(平成24年2月10日)
 林野庁「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の改正について」(平成24年3月28日)
 林野庁「きのこ原木及び菌床用培地等の当面の指標値設定に関するQ&Aについて」(平成24年3月28日)

砕石等の建材

放射性セシウム (Cs-134とCs-137の 合計)	100Bq/kg以下	100Bq/kgはクリアランスレ ベル(コンクリートに利用した場 合に年間10 μ Svで下水汚泥 の基準と同じ)
<例外事項> 対象地域(※)の 道路・河川等屋 外の公共事業に 使用される製品	表面線量率 0.23 μ Sv/h以下	0.23 μ Sv/hは福島県の除染 計画の長期目標(年間1mSv) を根拠とする。 ※ 対象地域:福島県内の浜通 り及び中通の地域

(出典) 経済産業省「砕石及び砂利の出荷基準の検討について」(平成24年3月22日)
 経済産業省「砕石及び砂利の出荷基準及び細則について」(平成24年4月10日)

「除染に関する緊急実施基本方針」 (原子力災害対策本部)

活動主体	判断基準	目標
国が直接的に除染を推進	年間20mSv以上	年間20mSv以下
市町村、住民の協力を得て	年間20mSv以下	年間1mSv以下

- 子供の生活圏(学校、公園等)の徹底的な除染を優先
- 20mSv/y、1mSv/yはICRPの2007年勧告と原子力安全委員会の「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方について」(平成23年7月29日)を踏まえた値

(出典) 「除染に関する緊急実施基本方針」 (原子力災害対策本部、平成23年8月26日)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成二十三年八月三十日法律第百十号)に基づく対応

○ 汚染廃棄物対策地域、除染特別地域の指定

- ・警戒区域、計画的避難区域 ⇒ 福島県内の11市町村
- ・国が廃棄物の収集・運搬・保管・処分を実施
- ・国が土壌等の除染等を実施

○ 汚染状況重点調査地域

- ・放射線量が0.23 μ Sv/h (=追加被ばく線量1mSv/年)以上の地域
⇒宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内の102市町村
- ・都道府県知事等による汚染状況の調査、除染計画の作成
- ・国、都道府県知事、市町村長等による除染等の実施

○ 追加被ばく線量20mSv/年以上の区域 ⇒ 今後除染目標設定

○ 追加被ばく線量20mSv/年未満の区域

- ・除染の長期目標 ⇒ 追加被ばく1mSv/年以下
- ・平成23年8月末⇒平成25年8月末 公衆50%、子ども60%減少

追加被ばく線量1mSv/年、0.23 μ Sv/hとは

追加被ばく線量(1mSv/年): 原発事故由来の放射線による分

1時間当たりの空間線量率に換算すると

$$1000 \mu \text{ Sv/y} \div 365 \text{ d} \div (8 \text{ h} \times 1.0 + 16 \text{ h} \times 0.4) \doteq 0.19 \mu \text{ Sv/h}$$

測定値には大地からの自然放射線分(0.04 μ Sv/h)が含まれることから、

$$\text{測定値は } 0.19 \mu \text{ Sv/h} + 0.04 \mu \text{ Sv/h} = 0.23 \mu \text{ Sv/h}$$

追加被ばく線量1mSv/年は空間線量率に換算すると0.23 μ Sv/h

(出典) 「追加被ばく線量、年間1mSvの考え方」 環境省 災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会
第1回合同検討会 参考資料2 別添2 (平成23年10月10日)

焼却ごみの焼却灰

一般廃棄物焼却施設における焼却灰の取扱い (出典1)	10万Bq/kg以上	放射線を遮蔽できる建屋(鉄筋コンクリート建造物等)内で一時保管 (出典2)
	8000Bq/kg以上 10万Bq/kg未満	隔離層、長期間の耐久性ある容器等、屋根付き処分場のいずれかの対策を取った上で管理型最終処分場で処理可能 (出典3)
	8000Bq/kg未満	一般廃棄物最終処分場に埋立処分
(出典4)	焼却炉からの排ガス中の濃度 $Cs-134 \leq 20Bq/m^3$ 、 $Cs-137 \leq 30Bq/m^3$ (線量告示の周辺監視区域外の空气中濃度より)	
(出典3)	一般廃棄物最終処分場の排水: $Cs-134 \leq 60Bq/L$ 、 $Cs-137 \leq 90Bq/L$ (線量告示の別表第二より)	

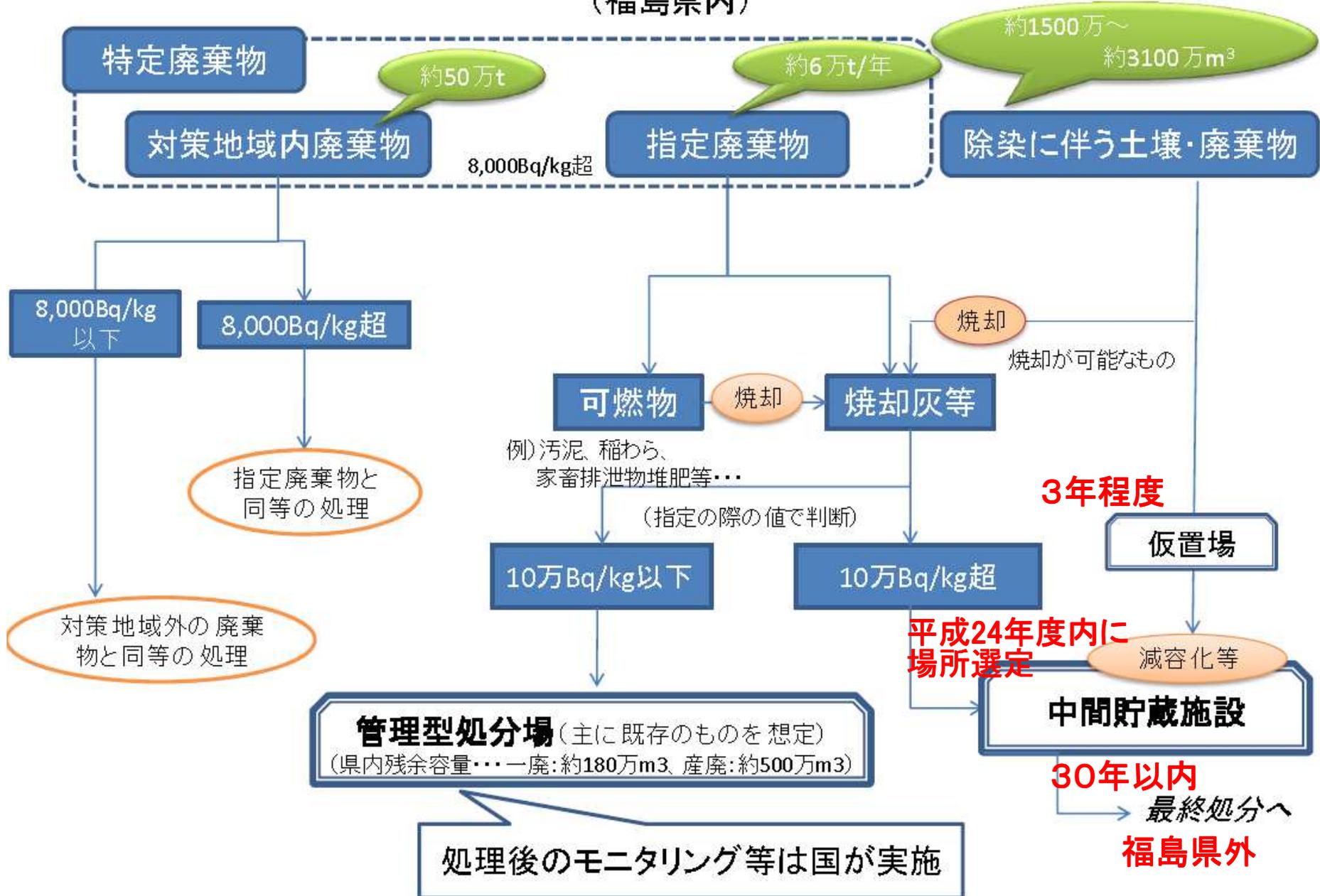
(出典:1) 環境省「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(平成23年6月28日)

(出典:2) 環境省「一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について」(平成23年7月28日)

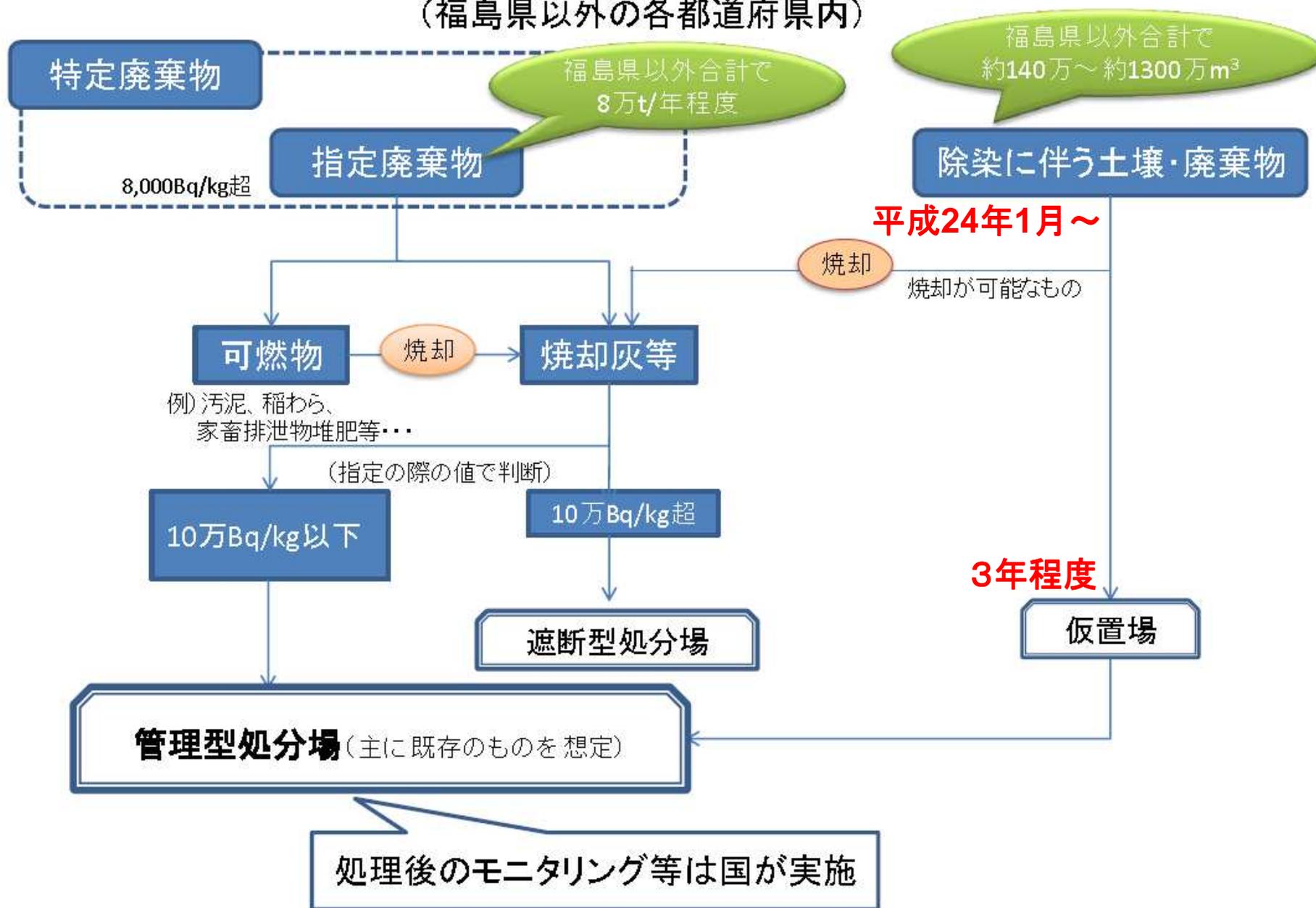
(出典:3) 環境省「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」
(平成23年8月31日)

(出典:4) 環境省「福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング」(平成23年8月9日)

特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー (福島県内)



特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー (福島県以外の各都道府県内)



下水汚泥の取扱い(1/3)

「めやす」	処理・輸送・保管においては、周辺公衆の被ばく量が1mSv/y以下。処分については10 μ Sv/y以下で、かつ変動シナリオ評価においても300 μ Sv/yを超えないこと。	
他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・処理・輸送・保管の各施設から発生する排気・排液中の放射性物質濃度は「実用発電用原子炉の線量告示」で定められた値以下とすること。 ・比較的高い濃度の放射性物質を含む廃棄物を扱う可能性のある作業員(3カ月につき1.3mSvを超える恐れがある場合、またはCsで10Bq/gを超える濃度の物質を扱う場合)の被ばく管理については「電離放射線障害防止法」を遵守すること。 	
脱水汚泥の 焼却・溶融処理	50万Bq/kgを超える 脱水汚泥の継続的焼却	集塵装置の適切な能力 確保等を行う。

(出典) 国土交通省「福島県内の下水処理福次産物の当面の取扱いに関する考え方について」
(H23年5月12日)

農林水産省「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(H23年6月24日)

農林水産省「肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取扱いについて」(H23年6月24日)

下水汚泥の取扱い(2/3)

脱水汚泥の 焼却・溶融処理	50万Bq/kgを超える脱水汚泥の 継続的焼却	集塵装置の適切な能力確保等を行 う。
脱水汚泥の保管	濃度に応じて以下の隔離距離及び遮へいによる処置を講じること。	
	10万Bq/kgを超える	遮へい付き施設で保管
	7万～10万Bq/kg	敷地境界から70m離す
	6万～7万Bq/kg	敷地境界から50m離す
	4万～6万Bq/kg	敷地境界から40m離す
	2万～4万Bq/kg	敷地境界から20m離す
	8000～2万Bq/kg	敷地境界から6m離す
	8000Bq/kg以下	制限なし

(出典) 国土交通省「福島県内の下水処理福次産物の当面の取扱いに関する考え方について」
(H23年5月12日)

農林水産省「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(H23年6月24日)

農林水産省「肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取扱いについて」(H23年6月24日)

下水汚泥の取扱い(3/3)

脱水汚泥の 処分	10万Bq/kgを超える	当面処分不可	
	8000～10万Bq/kg	個別評価結果により「めやす」を満足すれば埋立処分可	
	8000Bq/kg以下	○跡地を農耕・居住地として利用する場合： 個別評価により「めやす」を満足すれば埋立処分可	
		○跡地を居住地として利用しない場合： 土壌層・防水対策等を講じた上で埋立処分可。	
脱水汚泥の 利用(セメン ト原料等)	クリアランスレベル(Csであれば100Bq/kg)以下	再利用可能	ただし、園芸用土への再利用は自粛する。
	コンポスト(肥料)への下水汚泥の利用	1kg当たり200Bq/kg以下 (特例)使用する土壌中のCs濃度以下ならば1000Bq/kg以下を使用可能。	農水省 6月24日

(出典) 国土交通省「福島県内の下水処理福次産物の当面の取扱いに関する考え方について」
(H23年5月12日)

農林水産省「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(H23年6月24日)

農林水産省「肥料に利用する放射性物質を含む汚泥の取扱いについて」(H23年6月24日)

電離放射線障害防止規則(被ばく線量限度)

一般公衆の線量限度※1 (周辺監視区域境界)		1 mSv/年(補1)	
放射線作業 従事者※2		50 mSv/年 100 mSv/5年(補2)	
	女性従事者	5 mSv/3か月	
	妊娠中	内部被ばく(実効線量) 腹部表面(等価線量)	1mSv 2mSv
	緊急作業	100 mSv	
緊急作業(特にやむを得ない緊急の場合)※3		250mSv	

※1 (出典) 経済産業省「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」

※2 (出典) 厚生労働省「電離放射線障害防止規則」

※3 (出典) 「電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の施行について」(H23年3月15日)

補1) がん及び遺伝的影響が発生するという明確な科学的証拠が見つからない、確率的影響を他の社会的リスクと同等以下に制限、自然放射線の変動幅(1~2mSv)程度に制限 (出典:ICRPの1990年勧告等より)

補2) 平均20mSv/年: がん及び遺伝的影響が発生するという明確な科学的証拠が見つからない、致死がん発生確率を0.001程度に制限する、推測される平均余命の減少が1年以下となる (出典:ICRPの1990年勧告等より)

除染等業務及び除染等業務以外の業務に係る 電離放射線障害防止規則 (対象とする条件)

対象業務	該当条件
除染等業務	①1万Bq/kgを超える汚染土壌等を扱う。 ②作業場所の平均空間線量率が $2.5 \mu \text{Sv/h}$ (労働時間が週40時間×52週間/年の時に5mSv/年に相当する)を超える。 ③発電所30km圏内の海域で潜水作業等を行う。
特定線量下業務 (除染特別地域等内における除染等業務以外の業務)	
上記の対象となる場合、事業者は労働者の放射線障害防止のための必要な措置(被ばく線量管理、健康診断等)を行う。	

(出典)「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成24年7月1日一部改正)

除染等業務及び除染等業務以外の業務に係る 電離放射線障害防止規則 (被ばく線量限度)

除染等業務従事者	100 mSv/5年、50 mSv/年	
	女性従事者	5 mSv/3か月
	妊娠中	内部被ばく(実効線量): 1mSv 腹部表面(等価線量): 2mSv
特定線量下業務 従事者	100 mSv/5年、50 mSv/年	
	女性従事者	5 mSv/3か月
	妊娠中	腹部表面(等価線量): 2mSv

(出典)「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成24年7月1日一部改正)

避難区域等の再編成

区域区分	判断の目安、措置
<p>帰還困難区域 (2012/4/1～)</p>	<p>5年を経過しても年間被ばく量が20mSv未満にならない恐れがあり、現時点で年間被ばく量が50mSvを超える。 長期化する避難生活や自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していく。</p>
<p>居住制限区域 (2012/4/1～)</p>	<p>現時点で年間被ばく線量が20mSvを超える恐れがある。 将来的に住民が帰還し、コミュニティーを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。</p>
<p>避難指示解除準備区域 (2012/4/1～)</p>	<p>現時点で年間被ばく線量が20mSv以下になると確認された。 除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す。 通過、一時帰宅、事業再開が可能。宿泊不可</p>

(2012/8/10時点における再編地域：川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楡葉町)

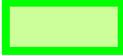
20mSv：ICRPの参考レベルの下限値

(その推論) → 「放射線作業従事者」の線量限度(年平均20mSv)が生涯に亘る被ばくを前提にしているのに対し、公衆に対して緊急時の過渡的な被ばくとして考える場合には大きなリスクは与えない。

避難指示区域等の再編成

(平成24年8月10日時点)

凡例

-  避難指示解除準備区域
(年間20mSv以下)
-  居住制限区域
(年間20mSv以上)
-  帰還困難区域
(現時点で50mSv以上)
-  警戒区域
-  計画的避難区域

